

白河市工事請負契約
設計変更ガイドライン

平成29年 9月策定
10月施行
令和 2年 6月一部改正
白河市建設部

目 次

1. 設計変更ガイドライン策定の背景	P. 1
(1) 国の背景	
(2) 国、県における設計変更ガイドライン策定状況	
2. 本市における設計変更ガイドライン策定の目的	P. 1
3. 本市における設計変更ガイドライン策定における基本的事項	P. 2
4. 発注者・受注者の基本的留意事項	P. 2
(1) 発注者	
(2) 受注者	
(3) 設計変更に関わる資料の作成	
5. 設計変更が不可能なケース	P. 2
(1) 基本的事項	
(2) 留意事項	
6. 設計変更が可能なケース	P. 3
(1) 基本的事項	
(2) 設計変更が可能な場合の具体的事例	P. 4
①. 設計図書が一致しない場合 (契約約款第18条第1項第1号)	
②. 設計図書に誤り又は脱漏がある場合 (契約約款第18条第1項第2号)	
③. 設計図書の表示が明確でない場合 (契約約款第18条第1項第3号)	
④. 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事 現場が一致しない場合 (契約約款第18条第1項第4号)	P. 5
⑤. 予期することのできない特別な状態が生じた場合 (契約約款第18条第1項第5号)	
⑥. 発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合 (契約約款第18条)	P. 6
⑦. 工事中止の場合 (契約約款第20条)	
⑧. 受注者からの請求により工期を延長する場合 (契約約款第21条)	P. 8
⑨. 発注者の請求による工期の短縮 (契約約款第22条)	
7. 工事設計変更事務取扱フロー (その1・2)	P. 9・10
8. 様式	
取扱要領様式第2号工事内容の変更について(通知)	P. 11
取扱要領様式第3号工事打合せ簿	P. 12
参考資料	
1. 公共工事の品質確保の促進に関する法律	P. 13
2. 発注関係事務の運用に関する指針	P. 14
3. 白河市工事請負契約約款	P. 15
4. 白河市工事請負契約約款の運用基準	P. 19
5. 白河市工事設計変更事務取扱要領	P. 21
6. 福島県土木工事共通仕様書 I	P. 23
7. 福島県建築・設備工事共通仕様書	P. 25

1. 設計変更ガイドライン策定の背景

(1) 国の背景

平成26年に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」）」では、「現在及び将来の公共工事の品質確保」と「公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進」が目的に追加されました。

その目的や基本理念「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」に基づき、「発注者の責務（法第7条）」として、公共工事を施工するものが、適正な利潤を確保できるようにするため「予定価格を適正に定める」、「適切な工期を設定」、「適切に施工条件を明示」、「適切に設計図書の変更を行う」、「適切に請負代金の額又は工期の変更を行うこと」などが追加されました。

また、発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針（法第22条）として、「発注関係事務の運用に関する指針（以下「運用指針」）」が定められ、発注関係事務の各段階（調査及び設計～完成後）で取り組むべき事項や課題が整理されています。

この運用指針の実施に努める事項として、「工事施工段階」（受注者との情報共有や協議の迅速化等）で、変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要な書類の例等についてとりまとめた指針の策定に務め、これを活用するとされています。

このような背景を踏まえ、国、県では、「品確法」の趣旨を反映するために、設計変更ガイドラインの改定・策定が行われました。

(2) 国、県における設計変更ガイドライン策定状況

①. 国土交通省

平成28年5月「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」全面改定

②. 東北地方整備局

平成29年3月「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」一部改定

③. 福島県

平成28年3月「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」策定

平成28年3月「建築関係工事請負契約における設計変更ガイドライン」策定

2. 本市における設計変更ガイドライン策定の目的

土木工事はその特性上、調査・設計に莫大な時間と費用を投じれば設計変更は発生しないというのではなく、積算においても事前に個別の現場条件を全て捕捉することは困難です。したがって、工事の安全と品質を確保し、所定の工期までに事業を完成させ、早期サービスを提供するためには、日常的に発生する現場の条件変更や受注者の責めによらない事項による設計変更を適切に行うことが重要です。

また、建築工事は、不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に勘案し設計された建築物を一品ごとに受注生産するものであり、自然や社会といった多種多様な環

境条件に対応して生産されるという特殊性を有します。このため、工事の進捗と共に、当初発注時に予見できない施工条件や環境の変化などが起こり得ます。

このため設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、事務取扱フロー等について十分理解しておく必要があります。円滑な設計変更を行うためのツールとして活用することを目的とします。

このため、この「白河市工事請負契約設計変更ガイドライン」をホームページに掲載し、設計変更の手続きや留意事項について広く利用できるようにします。

3. 本市における設計変更ガイドライン策定における基本的事項

「白河市工事請負契約約款（以下「契約約款）」、「白河市工事設計変更事務取扱要領（以下「取扱要領）」及び「福島県土木工事共通仕様書、福島県建築・設備工事共通仕様書（以下「共通仕様書）」に準じ策定し、国、県における設計変更ガイドラインを基本とします。

4. 発注者・受注者の基本的留意事項

(1) 発注者

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るように務めます。

(2) 受注者

工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」を進めます。

(3) 設計変更に関わる資料の作成

受注者は、当初設計等に対して「契約約款」第18条第1項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めます。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象とはなりません。

「契約約款」第18条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、「契約約款」第18条第4項に基づき発注者が行うものですが、受注者に行わせる場合は、設計変更が必要な内容について、受発注者間で確認、必要な資料の作成について協議し、発注者が受注者に具体的な作業を指示します。この資料の作成費用は、設計変更の対象です。

5. 設計変更が不可能なケース

(1) 基本的事項

下記のような場合においては、原則として設計変更できません。ただし、「契約約款」第26条（臨機の措置）については、別途考慮します。

- ①. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- ②. 発注者と「協議」をしているが、受注者が協議の回答がない時点で施工を実施した

場合

- ③. 受注者が「承諾」で施工した場合
- ④. 「契約約款」、「共通仕様書」等に定められている所定の手続きを経していない場合（契約約款第18条～第24条）
- ⑤. 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合
- ⑥. 施工方法等が任意（契約約款第1条第3項）については、その仮設、施工方法に変更があった場合。ただし、当初積算時の条件と現地条件に変更があった場合は、設計変更の対象です。

(2)留意事項

- ①. 承諾とは：受注者自らの都合により施工方法等について監督員に同意を得るもの
⇒ 設計変更不可
- ②. 協議とは：発注者と書面により対等な立場で合意して発注者の「指示」によるもの
⇒ 設計変更可

6. 設計変更が可能なケース

(1)基本的事項

下記のような場合、設計変更が可能です。なお、設計変更により契約変更のできる範囲は、設計変更による増加額が当初請負代金の額の30パーセント以内の場合（ただし、別件発注するのが妥当な場合を除く。）、設計変更による増加額が当初請負代金の額の30パーセントを超えるものであって、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合です。

設計変更が可能な場合、工事目的を達成するために設計図書の内容を変更し、それに応じて工期、請負代金額を変更します。また、手続きは、受注者より監督者へ通知・請求することになり、詳細は「工事設計変更事務取扱フロー」によります。

- ①. 仮設（任意仮設を含む。）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点では予期しえなかった条件が現地で確認された場合（ただし、所定の手続きが必要）
- ②. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず工事着手出来ない場合
- ③. 所定の手続き（「協議」等）を行い、発注者の「指示」による場合（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もあります。）
- ④. 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合
- ⑤. 受注者の責によらない工期の延長・短縮を行う場合で「協議」により必要があると認められる場合

(2) 設計変更が可能な場合の具体的事例

①. 設計図書が一致しない場合（契約約款第18条第1項第1号）

「図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。」

ア. 具体的な事例

- (ア). 図面と仕様書でH鋼の規格が一致しない場合
- (イ). 図面と仕様書で管の口径が一致しない場合
- (ウ). 図面と仕様書の数量（管布設延長、材料、仕様等）が一致しない場合

②. 設計図書に誤り又は脱漏がある場合（契約約款第18条第1項第2号）

「設計図書に誤り又は脱漏があること。」

ア. 具体的な事例

- (ア). 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- (イ). 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
- (ウ). 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、交通整理員についての条件明示がない場合
- (エ). 工事施工上必要な材料仕様について、図面ごとに一致しない場合
- (オ). 建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合

イ. 留意事項

受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要があります。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工をつづけるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらいます。

③. 設計図書の表示が明確でない場合（契約約款第18条第1項第3号）

「設計図書の表示が明確でないこと。」

ア. 具体的な事例

- (ア). 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- (イ). 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合
- (ウ). 図面の記載内容が読み取れない場合

イ. 留意事項

設計図書の表示が明確でない場合とは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことです。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當です。

④. 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（契約約款第18条第1項第4号）

「工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。」

ア. 具体的な事例

- (ア). 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- (イ). 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- (ウ). 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合
- (エ). 手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
- (オ). 設計図書に明示された建設発生土の運搬距離が現地条件と合致しない場合
- (カ). 設計図書に明示された支持地盤と実際の施工による支持地盤が大きく異なる事実が判明した場合
- (キ). 施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査や撤去が必要となった場合
- (ク). 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合
- (ケ). その他、新たな制約等が発生した場合

イ. 留意事項

自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取（捨）場、工事用道路、通行道路、工事に関する法令等が挙げられます。

⑤. 予期することのできない特別な状態が生じた場合（契約約款第18条第1項第5号）

「設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。」

ア. 具体的な事例

- (ア). 工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった場合
- (イ). 予見できなかった地中障害物が発見され、調査が必要となった場合
- (ウ). 埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった場合

イ. 留意事項

発注者が設計図書において施工条件として定めなかった事項に関して、工事着手後に予期することのできない特別な状態が生じた場合、契約締結や工事施工の前提が大きく変わり、受注者が当初の設計図書とおりに施工することが困難又は不相当である場合です。

**⑥. 発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合
(契約約款第18条)**

ア. 「設計図書の照査」の範囲を超える場合

- (ア). 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要がある場合。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となる場合
- (イ). 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となる場合。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれません。
- (ウ). 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要がある場合
- (エ). 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となる場合
- (オ). 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となる場合
- (カ). 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となる場合（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱います）。
- (キ). 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となる場合
- (ク). 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成
- (ケ). 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成
- (コ). 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計
- (サ). 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出
- (シ). 舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず路面切削工、切削オーバーレイ工、オーバーレイ工等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれます。）

イ. 留意事項

適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担です。

⑦. 工事中止の場合（契約約款第20条）

ア. 具体的な事例

- (ア). 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
- (イ). 警察、河川・道路・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
- (ウ). 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- (エ). 受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合
- (オ). 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合
- (カ). 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合
- (キ). 工事用地の確保が出来ない等のため工事を施工できない場合
- (ク). 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施

工を続けることが困難な場合

(ケ). 設計変更等により建築確認申請等の手続きが必要になり、工事の施工を止める必要がある場合

(コ). 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済の工事が施工できない場合

(サ). 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の受注者が倒産とうにより施工継続できない状況が発生し、他の契約済の工事が施工できない場合

(シ). 工事発注手前に発注者が行うべき建築確認申請等の手続きにより、相当な期間を要し、現場の着手ができない場合

(ス). 地中障害物・埋設物等の調査及び処理を行う場合

(セ). 天災等により地形等に物理的な変動があった場合

(ソ). 妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった場合

(タ). 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

イ. 留意事項

(ア). 受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合、増加費用、損害を負担します。(中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除きます。)

(イ). 一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味します。

(ウ). 発注者は、変更施工計画書の作成にあたって、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにします。

(エ). 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものです。受注者は、変更施工計画書において管理責任に係る旨を明らかにします。

(オ). 発注者が工事の一時中止(部分中止により工期延期となった場合を含む)を指示に伴う増加費用等について受注者から請求があった場合、増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延長となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用です。

(カ). 工期短縮を行った場合の増加費用の考え方は、工期短縮の要因が発注者に起因するもの、工期短縮の要因が自然条件(災害等含む)に起因するものは、増加費用に見込みます。工期短縮の要因が受注者に起因するものは、増加費用に見込みません。

(キ). 増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象とします。

(ク). 契約後準備工着手前に中止した場合、増加費用は計上できません。

⑧. 受注者からの請求により工期を延長する場合（契約約款第21条）

ア. 具体的な事例

（ア）. 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合

（イ）. 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合

（ウ）. その他受注者の責めに帰することができない事由により工期の延長が生じた場合

⑨. 発注者の請求による工期の短縮（契約約款第22条）

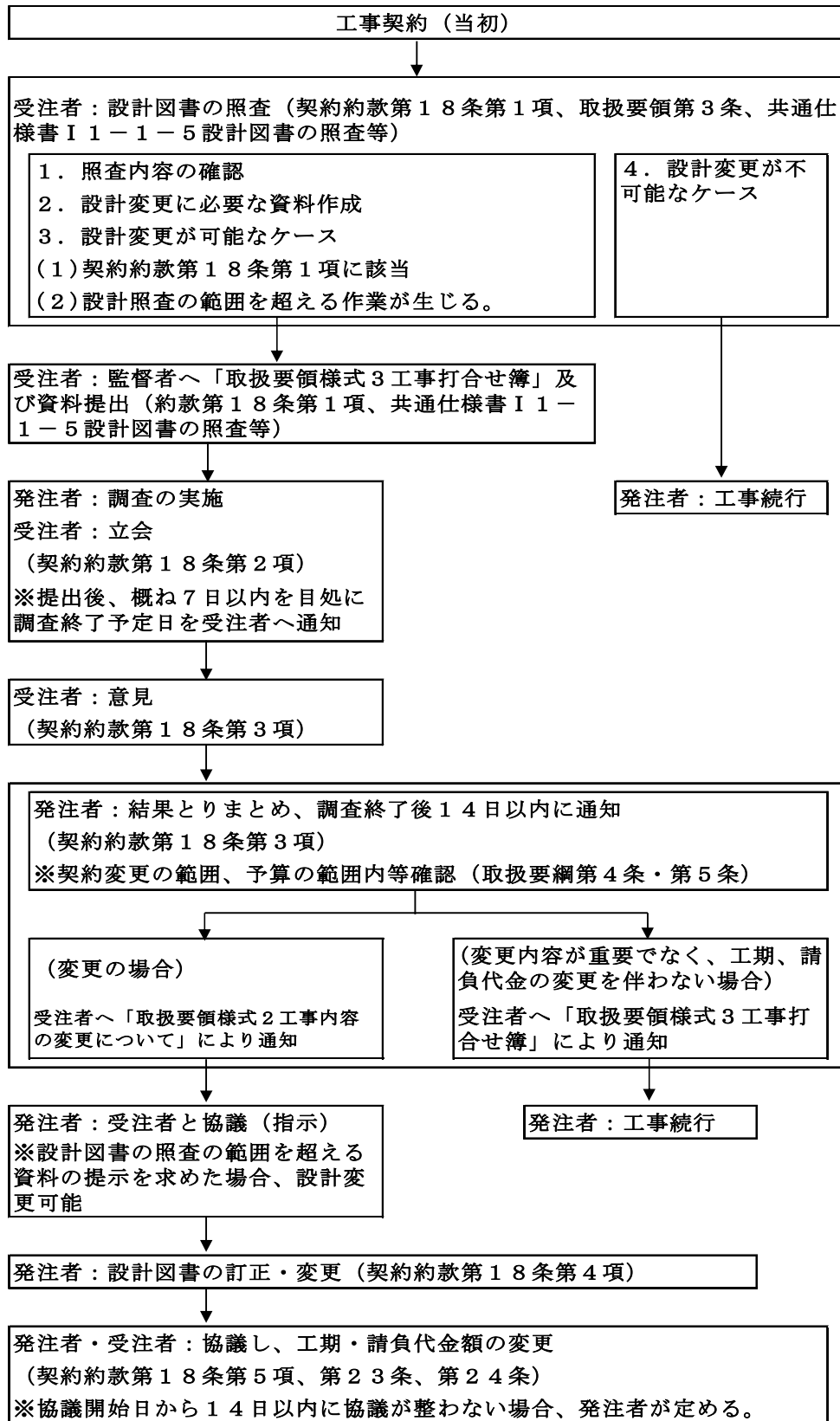
ア. 具体的な事例

（ア）. 工事一時中止にともない工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合

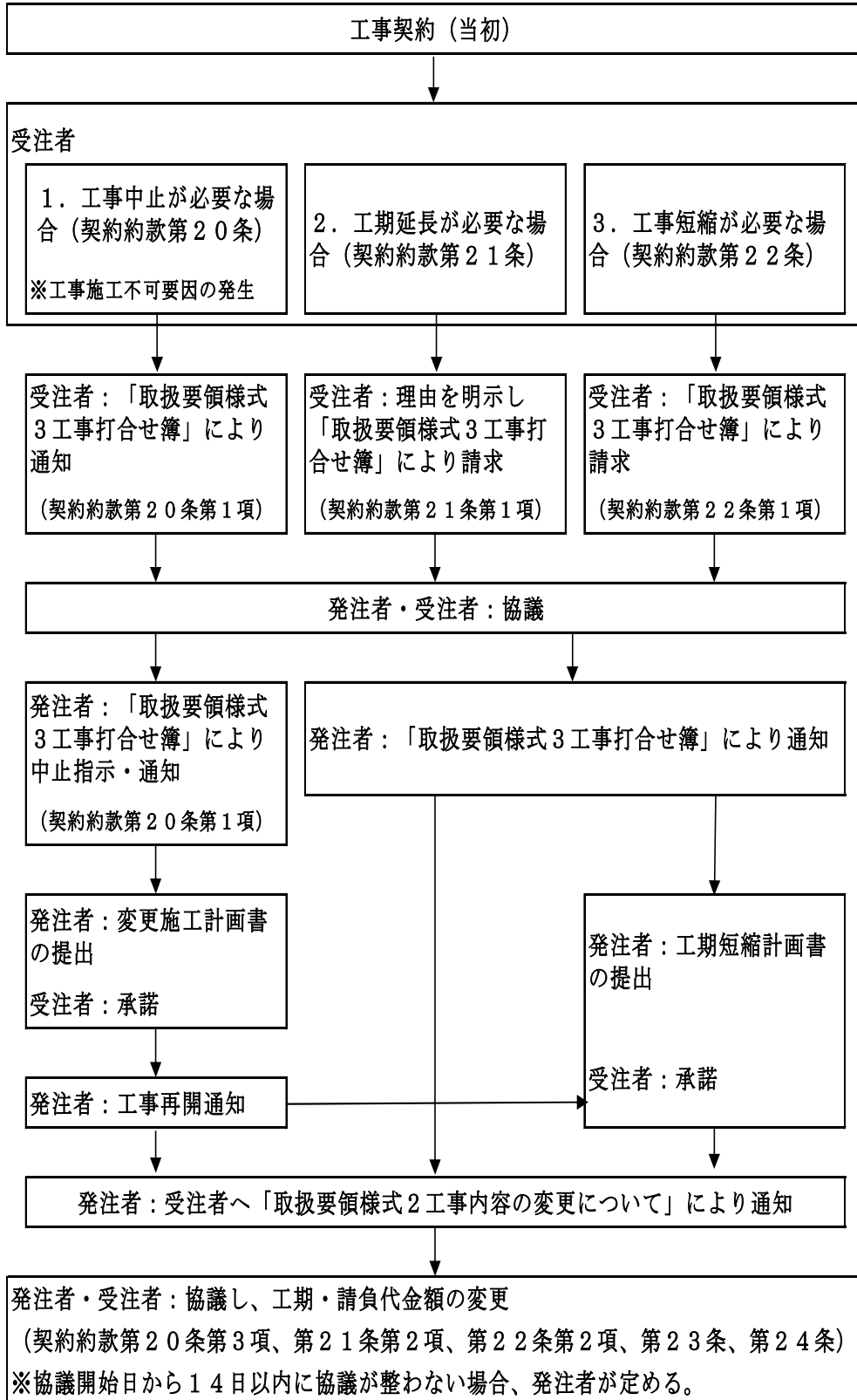
（イ）. 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合

（ウ）. その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

工事設計変更事務取扱フロー（その1）



工事設計変更事務取扱フロー（その2）



様式第2号

〇 〇 〇 〇 号 外
 令和〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

収入
印紙

様

白河市長 鈴木 和夫 印

工事内容の変更について(通知)

下記工事について， 変更内訳（別冊設計図書）のとおり変更することを通知します。

なお，請負代金の変更は，後日集約のうえ行います。

工事等の番号			
工事等の名称			
工事等の場所			
請負代金		工期	着工 完工
			令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
変 更 内 訳			
工種， 種別， 細別	直前設計数量	変更数量	摘 要
			受注者承諾印

※ この通知書は受注者認印のうえ， 戻してください。

参考資料

1. 公共工事の品質確保の促進に関する法律

(平成17年4月1日施行平成26年6月4日最終改正)

(基本理念)

第3条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

10 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。

(発注者の責務)

第7条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

五 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

(発注関係事務の運用に関する指針)

第22条 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

2. 発注関係事務の運用に関する指針(平成27年1月30日申し合わせ)

(4) 工事施工段階

(施工条件の変化等に応じた適切な設計変更)

施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

また、労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により受注者から請負代金額の変更(いわゆる全体スライド条項、単品スライド条項又はインフレスライド条項)について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、請負代金額の変更を行う。

(受注者との情報共有や協議の迅速化等)

設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、施工者、発注者(設計担当及び工事担当)が一堂に会する会議(専門工事業者、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条に規定する工事監理者も適宜参画)を、施工者が設計図書を照査等した後及びその他必要に応じて開催するよう努める。

また、各発注者は受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答に努める。変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要な書類の例等についてとりまとめた指針の策定に努め、これを活用する。設計変更の手続の迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催するよう努める。

3. 白河市工事請負契約約款(平成24年1月1日施行平成29年4月1日一部改正)

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1)図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2)設計図書に誤り又は脱漏があること。

(3)設計図書の表示が明確でないこと。

(4)工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5)設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1)第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。

(2)第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。

(3)第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始

の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

4. 白河市工事請負契約約款の運用基準(平成24年1月1日施行)

第20条関係

(1) 第1項において、工事用地等の確保ができないため工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない場合とは、現実に受注者が工事を施工できないと認められるときをいう。

(2) 第3項の「増加費用」とは、中止期間中、工事現場を維持し、又は工事の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、工事を再開するため労働者、機械器具等を工事現場に搬入する費用等をいう。

第23条関係

(1) 第1項の「工期の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第1項、第22条第1項及び第2項並びに第40条第2項の規定に基づくものをいう。

(2) 第1項に「協議開始の日から14日以内に」と規定されているが、工期、工事の態様等により14日以内とすることが妥当でない場合には、当該事情を考慮し、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を別途特約すること。

(3) 第2項にいう「工期の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、発注者が工事の施工の一部中止を通知した日、第40条第2項においては、受注者が工事の施工の一時中止を通知した日とする。

第24条関係

(1) 第1項の「請負代金額の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第2項、第22条第3項及び第40条第2項の規定に基づくものをいう。

(2) 第1項に「協議開始の日から14日以内に」と規定されているが、工期、工事の態様等により14日以内とすることが妥当でない場合には、当該事情を考慮し、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を別途特約すること。

(3) 第2項にいう「請負代金額の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、発注者が工事の施工の一部中止を通知した日、第21条第2項においては、受注者が同条第1項の請求を行った日、第22条第3項においては、発注者が同条第1項又は第2項の請求を行った日、第40条第2項においては、受注者が工事の施工の一時中止を通知した日とする。

(4) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第1

5条第7項、第17条第1項、第19条、第20条第3項、第21条第2項、第22条第3項及び第40条第2項の規定に基づくものをいう。

第25条関係

- (1) 第1項の請求は、残工事の工期が2月以上ある場合に行うことができる。
- (2) 第2項の「変動前残工事代金額」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、第1項の請求があった日から起算して、14日以内で発注者が受注者と協議して定める日において、監督員に確認させるものとする。この場合において受注者の責めにより遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来形部分に含めること。
- (3) 第3項に、「協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合」と規定されているが、工期、工事の態様等により14日以内とすることが妥当でない場合は、当該事情を考慮し、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮日数を別途特約すること。
- (4) 第4項に規定する再スライドを行う場合は、(1)から(3)までを準用すること。
- (5) 発注者は、現場説明書により(1)及び(2)の事項を了知させること。
- (6) 第5項の「特別な要因」とは、主要な建設資材の価格を著しく変動させるおそれのある原油価格の引き上げのような特別な要因をいう。
- (7) 第7項に「協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合」と規定されているが、工期、工事の態様等により14日以内とすることが妥当でない場合は、当該事情を考慮し、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮日数を別途特約すること。

5. 白河市工事設計変更事務取扱要領

(平成21年4月1日施行平成27年4月1日一部改正)

(令和2年6月1日一部改正)

(目的)

第1条 この要領は、設計内容の変更（以下「設計変更」という。）及びこれに伴う工事請負契約変更の取り扱いについて必要な事項を定め、もって事務の適正化及び簡素化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 「設計変更」とは、白河市工事請負契約約款第17条から第25条までの規定により原設計を変更することをいい、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ請負者と協議することを含むものとする。

(設計変更のできる理由)

第3条 設計変更のできる理由は、次に掲げる理由により、やむを得ず原設計を変更する必要がある場合とする。

- (1) 発注後に発生した外的条件によるもの
 - ア 自然現象、その他の不可抗力による場合
 - イ 他事業及び施工条件等に関連する場合
 - ウ 地元調整等の処理による場合
 - エ 安全対策に基づく場合
 - オ 法令又は基準等の改正により行うもの
 - カ 著しい賃金又は物価の変動に基づき行うもの
- (2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの
 - ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
 - イ 地盤支持力の確認に基づく場合
 - ウ 地質の確認に基づく場合
 - エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
 - オ 建設リサイクル法に基づく場合
 - カ 諸経費調整に基づく場合
 - キ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合
 - ク 測量・地質調査等に判明が不可能な場合
 - ケ その他確認困難な要因及び誤測等でやむを得ない場合
- (3) 前各号に該当しない場合において、特にやむを得ないと認められた場合

(設計変更による契約変更の範囲)

第4条 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 設計変更による増加額が当初請負代金の額の30パーセント以内の場合（ただし、別件発注するのが妥当な場合を除く。）
- (2) 設計変更による増加額が当初請負代金の額の30パーセントを超えるものであって、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合
- (3) 設計変更により減額する場合

(設計変更の手続き)

第5条 設計変更の手続きは次の各号によるものとする。

(1) 設計変更は、その必要が生じた都度、監督員が当該変更の内容を掌握し、予算の範囲内で処理できることを確認したうえで行わなければならない。

(2) 監督員は、当該変更の内容を設計内容変更協議伺(様式第1号)に整理し、契約権者の決裁を得た上で、受注者に対し工事内容の変更について(様式第2号)により通知するものとし、変更内容が重要でなく、かつ、工期又は請負代金の変更を伴わない場合は、工事打合せ簿(様式第3号)により通知するものとする。

(3) 前項の契約権者の決裁は、設計変更後の請負額が500万円未満、又は累計概算増減額が200万円以下の場合は担当部長の決裁をもって契約権者の決裁にかえることができるものとする。また設計変更後の請負額が500万円以上となる場合は財政課長を経て総務部長へ合議するものとする。

(契約変更の手続き)

第6条 設計変更に伴う契約変更の手続きは、速やかに行うものとする。

2 契約変更に伴う工事等の変更発議書に添付する設計変更理由書には、第3条の内容に該当する項目を明記し、併せてその理由を具体的に記述しなければならない。(該当する事項が2以上となる場合も同様とする。)

6. 福島県土木工事共通仕様書 I

1-1-5 設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等については、受注者が備えなければならない。
2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。また、該当する事実が無い場合についても、照査結果を書面で提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
3. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

1-1-17 工事の一時中止

1. 発注者は約款第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、請負者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1-1-50 臨機の措置により、請負者は、適切に対応しなければならない。
 - (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合
 - (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合
 - (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能ななった場合
2. 発注者は約款第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、請負者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。
3. 前1項及び2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理を含めた変更施工計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、請負者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-18 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、請負者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。

1-1-19 工期変更

1. 契約約款第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第40条第2項の規定に基づく工期の変更について、約款第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と請負者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督員はその結果を請負者に通知するものとする。
2. 請負者は、約款第18条第5項に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要

とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

3. 請負者は、約款第19条に基づく設計図書の変更又は約款第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
4. 請負者は、約款第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。
5. 請負者は、約款第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

1-1-20 支給材料及び貸与品

1. 請負者は、支給材料及び貸与物件を約款第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
2. 請負者は、支給材料及び貸与物件を発注者から受領した場合は、支給品受領書又は貸与品借用書を監督員に提出するものとする。また、受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
3. 請負者は、工事完成時(完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。)に、支給品精算書を監督員に提出しなければならない。
4. 請負者は、貸与建設機械の使用にあたっては特記仕様書によらなければならない。
5. 約款第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督員の指示によるものとする。
6. 請負者は、約款第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。また返還した場合は、支給品返納書又は貸与品返納書を監督員に提出しなければならない。なお、請負者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
7. 請負者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。
8. 請負者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。
9. 支給材料及び貸与物件の所有権は、請負者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

7. 福島県建築・設備工事共通仕様書

1. 1. 2 設計図書の適用

1. すべての設計図書は、相互に補完するものとする。
2. 設計図書の優先順位は、原則として1. 1. 1表のとおりとし、これにより難しい場合は、
 1. 1. 5 疑義に対する協議等による。

1. 1. 1 表 設計図書の優先順位

順位	設計図書
第1位	質問回答書（第2位から第5位に対するもの）
第2位	現場説明書
第3位	特記仕様書
第4位	設計図（標準図以外のもの）
第5位	共仕

1. 1. 5 疑義に対する協議等

1. 設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合が生じた場合は、監督員と協議を行う。
2. 上記1の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約約款の規定による。
3. 上記1の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、1. 7. 1. 1による。

1. 1. 6 工事の一時中止に係る事項

1. 工事の施工中に次の(1)から(5)のいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。

(1)埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合

(2)別契約の関連工事の進捗が遅れた場合

(3)工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合

(4)第三者又は工事関係者の安全を確保する場合

(5)暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合

なお、工事を中止する際は、予め中止期間中の維持・管理計画等について、監督員と協議する。

2. 工事の一時中止に係る計画の作成は、次に示すとおりとする。

(1)1及び契約約款第20条の規定により工事一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入機材及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。

(2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

1. 1. 7 工期の変更に係る資料の提出

1. 契約約款の規定に基づく工期の短縮を発注者より求められた場合は、協議の対象となる事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を監督員に提出する。

2. 契約約款の規定に基づく工期の変更についての協議を発注者を行うにあたっては、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督員に提出し、協議する。

1. 7. 1 工事の記録

1. 監督員の指示した事項及び監督員と協議した結果について、記録を整備し、監督員に提出する。

2. 工事の全般的な経過を記録した書面を作成する。

3. 工事の施工に際し、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。

4. 次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。

(1) 工事の施工によって隠ぺいされる等、後日の目視による確認が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合

(2) 一工程の施工を完了した場合

(3) 監督員が施工の適切なことを証明する必要があると認めて指示した場合

(4) 設計図書に定められた施工の確認を行った場合

5. 上記1から4の記録について、監督員より請求されたときは提出又は提示する。